

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課	産業・地域振興支援部 産業振興課
-----	------------------

NO	133
----	-----

1 事業名							10 事業実績									
中小企業ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業							活動指標1		新規申請企業数			活動指標2		累計認定企業数		
2 基本政策							年度		予定	実績	達成率	年度		予定	実績	達成率
4 港区からブランド性のある産業・文化を発信する							令和5年度		15	8	53%	令和5年度		69	69	100%
3 政策名							令和6年度		15	10	67%	令和6年度		75	70	93%
11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する							令和7年度		16	-	-	令和7年度		85	-	-
4 施策名																
4 高度なノウハウを有する人材の確保・育成と働き続けられる環境づくり																
5 事業目的、概要																
仕事と家庭の両立支援や誰もが働きやすい職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している中小企業を認定し、認定企業の名称や取組事例を広く紹介することで、企業のワーク・ライフ・バランスを促進します。							11 一次評価結果									
6 背景、経緯							確認票の結果									
近年、少子高齢化や労働力人口の減少、長時間労働による健康被害などが深刻化する中、働き方の見直し							取組名		中小企業ワーク・ライフ・バランス推進認定事業							
が社会的課題となっています。2007年には政府・経済界・労働界・自治体が連携し、「仕事と生活の調和憲章」及び「行動指針」を策定し、さらに、2017年の働き方改革実行計画では、時間外労働の上限規制や有給休暇取得義務化、同一労働同一賃金の導入などが進められました。これらの施策は、個人の生活の質向上、企業の生産性向上、社会の持続可能性の確保を目的としており、柔軟な働き方の普及や育児・介護との両立支援にもつながっています。							項目評価		必要性	○	効果性		△	効率性		△
企業は、柔軟な働き方を導入することで、多様な生活背景を持つ人々を支援し、結果的に優秀な人材の獲得・定着につながります。個人の幸福度と仕事の充実度が両立することで、組織や社会全体の活力が高まり、持続可能な成長が期待できます。													3			9
7 事業内容							評価結果・理由									
(1) 認定事業の対象 ・区内に事業所を置き、中小企業基本法第2条第1項に該当する企業等							継続									
(2) 対象となる取組内容 ・子育て支援分野、介護支援分野、働きやすい職場環境づくり分野							少子高齢化や労働人口の減少などの社会的課題が進む中、仕事と生活の両立を支援する取組は、地域の持続可能な発展にとって極めて重要です。企業は単なる利益追求に留まらず、人材の定着や成長、多様な働き方への対応など、時代に即した在り方を提示する重要な役割を果たしています。									
(3) 認定企業のメリット ・産業振興センターホームページ等で、認定企業の取組内容を広く紹介します。 ・港区の特別簡易型総合評価方式による工事及び業務委託契約の入札、プロポーザル方式による選考の際の一次審査において、加点対象となります。 ・低利な融資あっせん制度「ワーク・ライフ・バランス推進認定企業サポート融資」の創設、および中小企業人材確保支援事業補助金の補助率・上限額を引上げ（令和7年度開始）							本事業は、企業に働き方の見直しを促し、従業員の定着率や生産性向上に大きな効果をもたらします。さらに、認定企業は「働きやすさ」を社内外から企業価値として認識されることで、採用力の強化や時間外労働時間の削減、従業員の意欲向上にも繋がっています。また、育児・介護・女性活躍など、幅広い分野での社会的課題解決にも貢献しており、SDGsの達成に向けた地域の取組としても非常に意義深いものです。									
8 個別計画・関連する法令等							また、令和7年6月に認定企業を対象に実施した「認定後の取組状況アンケート」によると、時間外労働時間が「削減した」と回答した企業が50%、離職率や人材採用の面で「改善した」と回答した企業が30%を越えていることがわかりました。さらに、令和7年度から、ワーク・ライフ・バランス推進企業を対象とした新たな優遇策として、「ワーク・ライフ・バランス推進認定企業サポート融資」制度等を創設した結果、前年比264%（29件）の新規認定の申請があり、着実に本事業の取組の成果が表れていることがわかります。									
第4次港区産業振興プラン、働き方改革関連法							このような結果を踏まえ、区民や求職者の関心を高め、より豊かな地域社会の実現を目指していくためにも、本事業は、「継続」すべきと評価します。									
9 事業費の状況							12 二次評価結果									
予算・決算状況の内訳(単位：千円)							評価結果・理由									
年度							継続									
当初予算額							企業の働き方改革を促進し、定着率や生産性向上に寄与する本事業は、社会的課題の解決やSDGsの達成にも貢献しており、認定企業数の増加やアンケート結果からも、事業の効果が確認できるため、本事業は「継続」と評価します。上位施策の成果や社会的動向を踏まえ、事業の必要性や効果については定期的に検証してください。									
流用																
令和5年度							4,742 69 0 4,811 3,378 70.2%									
令和6年度							4,837 -215 0 4,622 3,782 81.8%									
令和7年度							3,482 - - - - -									
13 三次評価結果							評価結果・理由									
当初予算の財源内訳(単位：千円)							継続									
年度							企業の働き方改革を促進し、定着率や生産性向上に寄与する本事業は、社会的課題の解決やSDGsの達成にも貢献しており、認定企業数の増加やアンケート結果からも、事業の効果が確認できるため、本事業は「継続」と評価します。上位施策の成果や社会的動向を踏まえ、事業の必要性や効果については定期的に検証してください。									
一般財源																
令和5年度							4,742 0 0 0									
令和6年度							4,837 0 0 0									
令和7年度							3,482 0 0 0									

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課	産業・地域振興支援部 産業振興課
-----	------------------

NO	134
----	-----

1 事業名	消費者力検定講座
2 基本政策	都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる
3 政策名	安全で安心して暮らせる都心をつくる
4 施策名	消費者支援と消費者被害の防止
5 事業目的、概要	消費者個人の消費者力を高めるため、区内在住、在勤、在学者を対象に契約や悪質商法の知識、衣食住サービスの関連知識等を学習する講座を実施しています。 また、消費者問題推進委員の人材育成を目的としています。

10 事業実績									
活動指標1		消費者講座実施回数			活動指標2		消費者力検定試験実施回数		
年度	予定	実績	達成率	年度	予定	実績	達成率		
令和5年度	17	17	100%	令和5年度	1	1	100%		
令和6年度	17	17	100%	令和6年度	1	1	100%		
令和7年度	16	-	-	令和7年度	1	-	-		

6 背景、経緯	平成22年に消費者個人の消費者力を高めるとともに、港区消費者問題推進員の登録者数を増やすことを目的に開始しました。 以前は1年目に消費者力検定講座を受講し、検定で2級以上が翌年(2年目)の消費者カレッジに進み、受講を終えると3年目に消費者問題推進委員として登録ができるという流れでした。 しかし、登録までのハードルが高く、希望者が年々減少したことから、平成27年より消費者カレッジを消費者教養講座に再構築し、検定講座、教養講座のどちらかを受講すれば、消費者問題推進委員として登録できるように運用を変更しました。
---------	---

11 一次評価結果									
確認票の結果									
取組名	消費者力検定講座								
項目評価	必要性	○		効果性	△		効率性	○	
		7			7				

7 事業内容	(1) 消費者力検定講座(全8回) 区民が区と協働で消費者問題について啓発活動をする消費者問題推進員として登録をする際の事前講習と人材育成を目的として実施しています。 (2) 消費者教養講座(基礎3回 応用6回) 消費者カレッジの後継事業として平成27年に開始しました。 基礎講座と応用講座の2部構成で実施しています。基礎講座では消費者問題に関心があまり無かった人にわかりやすい基礎知識を身につけてもらうことを目的としています。応用講座では基礎講座よりさらに深い知識の習得を目的としており、消費者力検定講座の修了後の講座として、消費者問題推進委員の育成も兼ねています。
--------	--

評価結果・理由									
継続									
これまで消費者力検定講座と消費者教養講座は事業開始の成り立ちや開始時期が異なることから、別業者にそれぞれ運営委託しており、このことから、講座内容が重なることがありました。令和6年度の消費者力検定講座は定員30人のところ11人の申込となり、一方で消費者教養講座は定員30人のところ、基礎講座は31人、応用講座が32人+動画配信38人の申込がありました。消費者力検定講座の参加者が消費者教養講座に対して少ない要因として、①受験は任意であるが最後に検定を受けるということで申し込みを躊躇してしまう②申し込みが電話対応のみだったこと③全8回という工程が長期間であることが考えられます。 この課題を踏まえて、令和7年度より消費者検定力講座と消費者教養講座を統合し、消費者講座として入門編前編(4回)入門編後編(4回)基礎編(4回)応用編(4回)の全16回の講座へと組み立て直しました。 統合することにより、講座内容の重複がなくなり、喫緊の消費課題も含めより多くの消費生活問題をテーマに取り上げることができるようになりました。参加者の消費生活問題の知識レベルや関心度に合わせるために長期間にわたる講座を4回ごとに編成し、申し込みも編成ごとの受付を可能とし、申し込み方法もLogoフォーム受付を新たに追加することで参加しやすくしました。 こうした改善を踏まえ、小事業としては「継続」してまいります。									

8 個別計画・関連する法令等	消費者行政強化交付金交付要綱
----------------	----------------

12 二次評価結果									
評価結果・理由									
継続									
講座の統合による受講者の関心度や知識レベルに応じた編成や申込方法の改善により、参加しやすい環境が整備され、今後は事業の効率的な運営が期待できることから、本事業は「継続」と評価します。 引き続き受講者のニーズや参加状況を踏まえながら、講座内容の更なる充実と広報手法の工夫を図ってください。									

9 事業費の状況	予算・決算状況の内訳(単位:千円)					
年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
令和5年度	1,375	0	0	1,375	1,249	90.8%
令和6年度	1,721	0	0	1,721	1,584	92.0%
令和7年度	1,808	-	-	-	-	-

13 三次評価結果									
評価結果・理由									
継続									
講座の統合による受講者の関心度や知識レベルに応じた編成や申込方法の改善により、参加しやすい環境が整備され、今後は事業の効率的な運営が期待できることから、本事業は「継続」と評価します。 引き続き受講者のニーズや参加状況を踏まえながら、講座内容の更なる充実と広報手法の工夫を図ってください。									

当初予算の財源内訳(単位:千円)						
年度	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他		
令和5年度	1,036	0	339	0		
令和6年度	1,216	0	505	0		
令和7年度	1,396	0	412	0		

継続									
講座の統合による受講者の関心度や知識レベルに応じた編成や申込方法の改善により、参加しやすい環境が整備され、今後は事業の効率的な運営が期待できることから、本事業は「継続」と評価します。 引き続き受講者のニーズや参加状況を踏まえながら、講座内容の更なる充実と広報手法の工夫を図ってください。									

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課	保健福祉支援部 保健福祉課
-----	---------------

NO	135
----	-----

1 事業名	原油価格高騰に伴う公衆浴場緊急経営助成
2 基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する
3 政策名	18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
4 施策名	② 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の支援
5 事業目的、概要	

原油価格高騰の影響が長期化し、先行きが不透明な状況も続いていることから、高騰している電気料金及びガス料金の一部を助成することで、区内公衆浴場を支援します。

6 背景、経緯	
	ウクライナ情勢や原油価格高騰の影響に伴い、電気料金及びガス料金の高騰が長期化していることから、浴場経営に支障を来しています。区は、区内の民間公衆浴場の安定的な経営維持と廃業防止のため、令和4年度に「港区公衆浴場緊急経営助成補助金交付要綱」を制定し、電気料金及びガス料金の一部を助成しています。
7 事業内容	

【 事業内容 】 原油価格の高騰の影響に伴う、電気料金及びガス料金の上昇を受けて、令和3年を基準年とし、電気代については35%、ガス代については80%を乗じた額を上限として2か月ごとに各区内浴場に対して助成を行っています。

【 対象 】 区内公衆浴場（区立ふれあいの湯を除く）

【 場所・回数 】 区内公衆浴場に対し2カ月毎の助成

【 補助率・上限 】 ・令和3年を基準年とし、2か月の電気代については35%、ガス代については80%を乗じた額を上限として助成
 ・令和3年と令和7年度同月の売り上げを比較し、令和7年度の収入が上回る場合は、助成額から控除

【 実施期間 】 年間を通して実施 ※浴場の経営状況や社会情勢を踏まえ、助成継続の有無を判断

8 個別計画・関連する法令等	
	港区地域保健福祉計画、港区バリアフリー基本構想、港区公衆浴場緊急経営助成補助金交付要綱
9 事業費の状況	

予算・決算状況の内訳(単位：千円)						
年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
令和5年度	3,480	-416	0	3,064	295	9.6%
令和6年度	1,172	0	0	1,172	440	37.5%
令和7年度	1,172	-	-	-	-	-

当初予算の財源内訳(単位：千円)				
年度	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他
令和5年度	3,480	0	0	0
令和6年度	1,172	0	0	0
令和7年度	1,172	0	0	0

10 事業実績									
活動指標1		対象浴場数			活動指標2		-		
年度	予定	実績	達成率	年度	予定	実績	達成率		
令和5年度	3	3	100%	令和5年度					
令和6年度	3	3	100%	令和6年度					
令和7年度	3	-	-	令和7年度					

11 一次評価結果						
確認票の結果						
取組名	公衆浴場緊急経営助成					
項目評価	必要性	○	効果性	○	効率性	○
評価結果・理由						
継続						
東京都作成の「公衆浴場入浴料金原価計算表」では、都内浴場が使用している光熱費及び燃料費の平均値が令和3年度と比較して上がっていることが示されていることから、公衆浴場の安定的な経営維持のため、引き続き助成を継続する必要があります。東京都でも、昨今の原油価格高騰等を踏まえ、都内の公衆浴場の営業に必要な燃料に係る経費の一部を補助する「公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業」を引き続き実施しており、継続的な支援が必要です。各浴場の設備の老朽化等に伴う費用負担が増大する中、本助成がセーフティネットとしての役割を果たすことによって、公衆浴場の転廃業の防止や安定的な経営に繋がるため、本事業は「継続」と評価します。						

12 二次評価結果	
評価結果・理由	
継続	
光熱費・燃料費の高騰や設備の老朽化により、公衆浴場の経営環境は依然として厳しいことから、東京都の補助制度とも連携し、地域の生活インフラ維持に資する本事業は引き続き必要性があるため、「継続」と評価します。今後は、緊急的な支援から恒常的な支援へと移行しつつある状況を踏まえ、助成の必要性や支援の在り方について改めて整理してください。	

13 三次評価結果	
評価結果・理由	
継続	
光熱費・燃料費の高騰や設備の老朽化により、公衆浴場の経営環境は依然として厳しいことから、東京都の補助制度とも連携し、地域の生活インフラ維持に資する本事業は引き続き必要性があるため、「継続」と評価します。今後は、緊急的な支援から恒常的な支援へと移行しつつある状況を踏まえ、助成の必要性や支援の在り方について改めて整理してください。	

令和7年度事務事業評価Aシート

1 事業名							10 事業実績													
寿商品券等贈呈							活動指標1				活動指標2			100歳区長訪問者数(人)						
6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する							寿商品券 贈呈件数(件)				100歳区長訪問者数(人)									
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する							年度				年度			年度						
① 心豊かで健康な生活への支援							令和5年度				令和5年度			令和5年度						
5 事業目的、概要							令和6年度				令和6年度			令和6年度						
高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いするため、寿商品券(港区内共通商品券)を贈呈します。また、100歳以上の人には、記念品・花束を贈呈します。							令和7年度				令和7年度			令和7年度						
							令和5年度				令和5年度			令和5年度						
							令和6年度				令和6年度			令和6年度						
6 背景、経緯							11 一次評価結果													
昭和57年度より事業開始しています。 昭和57年度～平成7年度：お祝い品(肌掛け布団、湯のみ、毛布等)の贈呈 平成8年度以降：商品券のみ贈呈 (贈呈品の変遷は別紙のとおり) (昭和41年7月12日 社老第85号 老人福祉課長通知「敬老の日を中心とする行事について」 国民の祝日に関する法律の一部改正により、「敬老の日」が設定されました。これに伴い敬老の日等に実施される行事については、自治体が敬老の日の趣旨に沿う関係行事を積極的に推進し、老人福祉の増進に努めるよう、通知が出されました。(行事の例示のうち「敬老金品、記念品の支給」の記載あり。)							確認票の結果													
							取組名													
							贈呈方法の検討													
昭和57年度より事業開始しています。 昭和57年度～平成7年度：お祝い品(肌掛け布団、湯のみ、毛布等)の贈呈 平成8年度以降：商品券のみ贈呈 (贈呈品の変遷は別紙のとおり) (昭和41年7月12日 社老第85号 老人福祉課長通知「敬老の日を中心とする行事について」 国民の祝日に関する法律の一部改正により、「敬老の日」が設定されました。これに伴い敬老の日等に実施される行事については、自治体が敬老の日の趣旨に沿う関係行事を積極的に推進し、老人福祉の増進に努めるよう、通知が出されました。(行事の例示のうち「敬老金品、記念品の支給」の記載あり。)							項目評価		必要性		○		効果性		○		効率性		△	
									-						-				8、10、11	
							評価結果・理由													
7 事業内容							継続													
							現状の贈呈方法として、原則、民生委員・児童委員等が対象者を訪問し直接お渡ししています。(例外として、民生委員・児童委員等の欠員地域等については、郵送で贈呈しています。)													
							しかし近年、訪問において以下の課題があります。 ・ 高齢者の就労等により、訪問時、対象者が不在となっていること。 ・ 対象者不在につき、何度も訪問するなどといった民生委員への負荷がかかっていること。 これらの課題を解決するため、贈呈方法の改善について、事前選択制の導入を含めて検討します。加えて、本事業は新技術の活用により効率化が見込める事業であることから、みなトクPAYアプリの導入も検討し、事業の効率化を図っていきます。													
8 個別計画・関連する法令等							12 二次評価結果													
港区寿商品券等贈呈要綱							評価結果・理由													
9 事業費の状況							継続													
予算・決算状況の内訳(単位：千円)							現状の執行体制の課題を踏まえ、関係者の負担を軽減し、より効率的な方法で実施していくことから、本事業は「継続」と評価します。													
年度							当初予算額		流用		補正予算		予算現額		決算額		執行率			
令和5年度							86,168		-3,388		0		82,780		81,017		97.9%			
令和6年度							91,755		1,958		-5,720		91,519		90,850		99.3%			
令和7年度							92,150		-		-		-		-		-			
13 三次評価結果							評価結果・理由													
当初予算の財源内訳(単位：千円)							継続													
年度							一般財源		国庫支出金		都支出金		その他							
令和5年度							86,168		0		0		0							
令和6年度							91,755		0		0		0							
令和7年度							92,150		0		0		0							

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課 保健福祉支援部 高齢者支援課

NO 137

1 事業名	認知症早期発見・早期対応推進事業
2 基本政策	生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する
3 政策名	高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
4 施策名	認知症と共生する地域づくり
5 事業目的、概要	軽度認知障害（MC I）や認知症初期の人を早期に発見し、速やかに適切な支援が開始できるよう認知症健診事業を実施します。また、若年性認知症の人や家族が安心して暮らせるよう、地域の社会資源を活用した支援体制の仕組みづくりを推進します。

10 事業実績									
活動指標1		認知症普及啓発事業受講人数（単位：人）			活動指標2		認知症ガイドブックの配布数（単位：冊）		
年度	予定	実績	達成率	年度	予定	実績	達成率		
令和5年度	70	51	73%	令和5年度	1,500	1,500	100%		
令和6年度	100	334	334%	令和6年度	1,500	1,500	100%		
令和7年度	270	-	-	令和7年度	1,500	-	-		

軽度認知障害（MC I）や認知症初期の人を早期に発見し、速やかに適切な支援が開始できるよう認知症健診事業を実施します。また、若年性認知症の人や家族が安心して暮らせるよう、地域の社会資源を活用した支援体制の仕組みづくりを推進します。

6 背景、経緯	
<p>認知症は、早めに治療をすれば改善するものや進行をゆるやかにすることが可能であるものもあり、早期に受診して原因を突き止める事が大切です。また、症状が軽いうちに早期診断を受け、本人やその家族が認知症への理解を深め、病氣と向き合い話し合うことで、今後の生活の備えをすることができます。</p> <p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、国や地方公共団体は認知症や軽度認知障害の早期発見、早期診断、早期対応を推進すること、また認知症を予防するための普及啓発の推進等を講ずるものとする、と定められています。なお、令和5年度までは、認知症予防・支援事業（一般会計）として実施していましたが、令和6年度より特定財源の積極的な確保の観点から、認知症サポーター養成事業（介護保険会計）と認知症早期発見・早期対応推進事業（一般会計）に分離しました。</p>	

11 一次評価結果					
確認票の結果					
取組名	認知症セルフチェックシート健診及び普及啓発活動の運営について 認知症ガイドブックのデジタル化				
項目評価	必要性	○ -	効果性	○ -	効率性 △ 10, 11
評価結果・理由					
継続					

7 事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 認知症普及啓発講演会：1～5回/年程度 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の作成・配布 認知症予防事業：60歳以上の要介護・要支援認定を受けていない区民を対象に1回5日間×2コース/年（1回40人）の脳活教室を実施 認知症セルフチェックシート健診事業：区医師会実施の50歳以上の区民を対象にした「認知症セルフチェックシート健診」の結果を受診者同意のもと共有して、要支援該当者に認知症支援コーディネーター（高齢者相談センター配置）と高齢者相談支援係職員が訪問や電話で支援 認知機能測定事業：脳の健康度測定会 300人/年（60人/回、5回実施） 	

認知症セルフチェックシート健診は、令和6年度から開始した事業です。区医師会と健診結果を共有し、全受診者の結果を介護保険システムに入力する必要があります。同システムには65歳以上の区民の介護保険情報が登録されていますが、健診の対象は50歳以上の区民であるため、64歳以下で受診した区民に関しては全ての情報登録が必要となります。令和6年度は6,741名の受診者がおり、そのうち64歳以下の人は1,845名（約27%）でした。その入力作業は主に会計年度Bの職員が担っており、昨年度分の入力で1,500時間以上かかっています。健診事業は必要な事業であるため、業務の効率化を図るためにも業務委託等の検討を行います。

認知症普及啓発講演会の運営については、効果や効率性を踏まえ、引き続き、業務委託で実施します。

認知症ガイドブックは認知症のある人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのか、認知症の形態に応じたサービス提供の流れをまとめたものです。近年は家族や支援者目線のものではなく、認知症のある人や認知症ではないかと不安を抱えているような人が前向きになれるようなガイドブックが求められています。認知症になる人は年々増加しており、普及啓発のためにも認知症ガイドブックは必要不可欠ですが、デジタル化も検討し、印刷部数を減らしていく方針です。

8 個別計画・関連する法令等	
共生社会の実現を推進するための認知症基本法、介護保険法	

12 二次評価結果	
評価結果・理由	
継続	

9 事業費の状況						
予算・決算状況の内訳(単位：千円)						
年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
令和5年度	1,478	234	-	1,712	1,712	100.00%
令和6年度	40,516	721	-	41,237	39,134	94.9%
令和7年度	39,567	-	-	-	-	-

認知症ガイドブックについては、認知症になる人は年々増加しており、普及啓発のためにもガイドブック形式が現状、訴求には最も効果的であると判断できることから、本事業は「継続」と評価します。

当初予算の財源内訳（単位：千円）				
年度	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他
令和5年度	1,088	-	390	-
令和6年度	32,934	-	7,582	-
令和7年度	32,417	-	7,150	-

13 三次評価結果	
評価結果・理由	
継続	
認知症ガイドブックについては、認知症になる人は年々増加しており、普及啓発のためにもガイドブック形式が現状、訴求には最も効果的であると判断できることから、本事業は「継続」と評価します。	

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
-----	----------------

NO	138
----	-----

1 事業名							10 事業実績									
高齢者デジタルデバインド解消事業							活動指標1		デジタル活用支援員相談窓口設置場所（箇所）			活動指標2		相談件数実績（件）※予定値は、前年度実績		
2 基本政策							年度		予定	実績	達成率	年度		予定	実績	達成率
6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する							令和5年度		6	6	100%	令和5年度		2,065	6,104	296%
3 政策名							令和6年度		11	11	100%	令和6年度		6,104	8,426	138%
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する							令和7年度		11	-	-	令和7年度		8,426	-	-
4 施策名																
③ 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実																
5 事業目的、概要																
高齢者のスマートフォン（以下「スマホ」という。）利用の習慣化やスマホを活用したいいきがづくりの支援のため、デジタル活用支援員相談窓口の個別相談に加え、テーマ別講習会や希望者への動画配信によるスマホ操作の支援を実施します。																
6 背景、経緯							11 一次評価結果									
新型コロナウイルス感染症の流行下において、スマホを持たない、または不慣れな高齢者が、ワクチン接種予約に困難が生じるなど、高齢者のデジタルデバインドが顕在化しました。高齢者がデジタル社会に取り残されないよう取り組むため、令和4～5年度において、スマホ未所有の高齢者を対象に、端末の無料貸出と活用講習会をセットにした「スマートフォン普及体験事業」を実施し461人が参加しました。参加者のアンケート結果は、約70%が、新規にスマホを購入した、または参加後に購入する意向あり、と回答しました。並行して、令和4～6年度において、スマホ操作等に関する個別相談を受付ける「デジタル活用支援員相談窓口」を設置し、令和6年度に開設会場を拡大するなど支援の拡充を図っています。一方、特定のテーマの講座を受講し、更に理解を深めたいというニーズや、同じ質問を繰り返し相談することで習熟度を高めたいという高齢者の傾向等を踏まえ、誰ひとりとして取り残さない支援を目指した事業内容を構築しています。							確認票の結果									
							取組名		デジタル活用支援員相談窓口の開設（区内11か所、週3回）							
							項目評価		必要性	○	効果性	○	効率性		○	
									-	-	-			-		
							評価結果・理由									
							継続									
							<ul style="list-style-type: none"> 令和4～6年度における相談窓口の利用状況の集計、分析から、利用者の約7割がリピーターである。 アンケート結果から、相談窓口の継続、拡充について、高いニーズがある。 高齢者の特性として、同じ質問、相談を繰り返し、習熟していく傾向がある。 認知機能の低下等に起因する、スマホ操作等の困難を対面窓口での相談で解消している状況がある。 <p>これらの結果から、高齢者のデジタルデバインドを解消するためには、今後も、身近な場所で、いつでも、何回でも気軽に相談ができる体制が重要であり、必要性、効果性の評価の妥当性が、規模の縮小などの効率化の評価を現時点では遥かに上回ると判断しています。</p> <p>当該事業については、区のデジタル化推進に関する他部署の施策を支援する機能（※）が副次的に発生しており、高齢者のデジタル活用支援に寄与しています。</p> <p>（※）例：防災アプリ、介護予防アプリ「チャレンジみなと」、デジタル地域通貨「みなとクPAY」、「みな得ポイント還元キャンペーン（paypay）」などに関する相談に対応するとともに、高齢者の詐欺被害防止にも寄与しています。</p> <p>他課からの協力依頼がある場合もありますが、委託業務の仕様上、区や国等が実施する行政サービスのデジタル化促進等について、最新の情報の習得に努め、相談があった場合、対応するよう定めています。</p>									
7 事業内容							12 二次評価結果									
<ul style="list-style-type: none"> (1) デジタル活用支援員相談窓口の開設 （予約不要。区内11か所、週3回、各回午前9時～正午及び午後1時30分～5時に開設） (2) デジタル活用支援員出張相談会の開催 （区有施設、高齢者施設等で4回を上限に開催） (3) スマートフォン操作の基礎等に関する動画配信 （動画5本作成、YouTube港区チャンネルにて7月から配信予定） (4) 「暮らしに役立つスマホ講座」の開催 （シルバー人材センターに委託。70歳以上対象、前期5回、後期5回、計10回開催） 							評価結果・理由									
							継続									
8 個別計画・関連する法令等							13 三次評価結果									
<ul style="list-style-type: none"> ・港区地域保健福祉計画 第2章 施策1（1）⑥ ・デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号） 							評価結果・理由									
9 事業費の状況							継続									
予算・決算状況の内訳(単位：千円)							デジタル活用支援員相談窓口について、高齢者の特性を考慮した相談形態となっており、また、継続的に多くの利用があることから、デジタルデバインド解消及び区の各種施策推進のためにも必要不可欠なものであり、本事業は「継続」と評価します。今後は、相談窓口に来た高齢者をいきがい活動へつなげていくなど、本窓口を有効に活用した取組を行ってください。									
年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率										
令和5年度	107,636	0	-19,420	88,216	88,163	99.9%										
令和6年度	49,027	-127	0	48,900	48,821	99.8%										
令和7年度	51,998	-	-	-	-	-										
当初予算の財源内訳（単位：千円）																
年度	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他												
令和5年度	15,510	0	92,126	0												
令和6年度	49,027	0	0	0												
令和7年度	41,998	0	10,000	0												

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
-----	----------------

NO	139
----	-----

1 事業名							10 事業実績																																		
2 基本政策							活動指標1				活動指標2																														
生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する							認知症サポーター養成講座実施回数（単位：回数）				認知症サポーターステップアップ講座実施回数（単位：回数）																														
3 政策名							年度				年度																														
高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する							年度				年度																														
4 施策名							令和5年度				令和5年度																														
5 事業目的、概要							令和6年度				令和6年度																														
認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症サポーターを養成することにより、認知症のある人やその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。また、認知症サポーターによる認知症のある人やその家族に対する生活面の支援などを早期の段階から行う仕組み（チームオレンジ）を構築し、地域で支え合う体制を整備します。							令和7年度				令和7年度																														
							令和5年度				令和5年度																														
							令和6年度				令和6年度																														
6 背景、経緯							11 一次評価結果																																		
令和元年6月に制定された「認知症施策推進大綱」の基本理念は「共生と予防」です。共生を進めるためには地域支援体制の強化が必要であり、そのための具体的な方策の一つとして「チームオレンジ」を地域ごとに構築することが位置付けられています。2025年には全国で700万人が認知症になると試算されており、「認知症がごく当たり前の社会」「認知症とともに歩む時代」となっています。このような社会・時代においては介護保険などの制度だけではなく、当事者やボランティアなどによる支え合いの仕組みづくりが必要となり、この仕組みが認知症があっても自分らしく希望を持って暮らし続けられる地域づくりにつながります。チームオレンジのメンバーには認知症当事者も含まれており、認知症のある人の社会参加の機会にもつながります。なお、令和5年度までは、認知症予防・支援事業（一般会計）として実施していましたが、令和6年度より特定財源の積極的な確保の観点から、認知症サポーター養成事業（介護保険会計）と認知症早期発見・早期対応推進事業（一般会計）に分離しました。							取組名																																		
							認知症サポーター養成講座やチームオレンジの事務局運営について																																		
							項目評価							必要性		効果性		効率性		△																					
							○		○		○		△																												
							-		-		-		11																												
7 事業内容							評価結果・理由																																		
<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座の開催（区民、在勤、在学者等が対象）：通年実施（60回/年程度） 認知症サポーターステップアップ講座の開催（認知症サポーター養成講座終了者、認知症に関心のある方が対象） 港区キャラバンメイト養成研修の開催（2～3年に1回） チームオレンジの設置 							継続																																		
							<p>共生社会の実現と、認知症になっても何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」の考え方を推進するにあたり、幅広い年代に認知症についての正しい理解を得ることが不可欠です。そのため、認知症サポーター養成講座を今以上に開催していく必要があります。また、認知症サポーター養成講座を受講するだけでなく、地域でその知識を生かして活躍する「チームオレンジ」の活動を行っていく必要があります。</p> <p>認知症施策推進大綱では、令和7年度までに全区市町村で「チームオレンジ」の設置が目標とされており、今後その活動が拡大することが求められています。</p> <p>認知症サポーター養成講座等の開催においては、問い合わせ、受付、講座の講師や物品の手配・送付等を行っており、毎日1時間程度の工数がかかっています。また、今後チームオレンジの活動を拡大するためには、認知症のある人と支援者のニーズをつなぐコーディネーターの役割を果たす人材が必要となってきます。</p> <p>両事業を拡大するためには、効率性を高める必要があり、運営業務の委託について検討する必要があります。</p>																																		
							8 個別計画・関連する法令等																																		
共生社会の実現を推進するための認知症基本法、認知症施策推進大綱							12 二次評価結果																																		
9 事業費の状況							評価結果・理由																																		
予算・決算状況の内訳(単位：千円)							継続																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>当初予算額</th> <th>流用</th> <th>補正予算</th> <th>予算現額</th> <th>決算額</th> <th>執行率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>483</td> <td>-234</td> <td>-</td> <td>249</td> <td>111</td> <td>44.6%</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>465</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>465</td> <td>224</td> <td>48.2%</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>1,058</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>							年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	令和5年度	483	-234	-	249	111	44.6%	令和6年度	465	-	-	465	224	48.2%	令和7年度	1,058	-	-	-	-	-	<p>認知症サポーター養成講座については、認知症施策推進大綱によって示された目標の実現のため、今後も拡大して事業を進めていく必要があることから、本事業は「継続」と評価します。</p> <p>一方で、取組強化に向けては体制の強化も必要であることから、必要な体制を整備した上で取り組んでください。</p>						
年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率																																			
令和5年度	483	-234	-	249	111	44.6%																																			
令和6年度	465	-	-	465	224	48.2%																																			
令和7年度	1,058	-	-	-	-	-																																			
13 三次評価結果																																									
当初予算の財源内訳（単位：千円）							評価結果・理由																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>一般財源</th> <th>国庫支出金</th> <th>都支出金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>333</td> <td>-</td> <td>150</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>-</td> <td>179</td> <td>90</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>-</td> <td>407</td> <td>204</td> <td>447</td> </tr> </tbody> </table>							年度	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	令和5年度	333	-	150	-	令和6年度	-	179	90	196	令和7年度	-	407	204	447	継続														
年度	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他																																					
令和5年度	333	-	150	-																																					
令和6年度	-	179	90	196																																					
令和7年度	-	407	204	447																																					
							<p>認知症サポーター養成講座については、認知症施策推進大綱によって示された目標の実現のため、今後も拡大して事業を進めていく必要があることから、本事業は「継続」と評価します。</p> <p>一方で、取組強化に向けては体制の強化も必要であることから、必要な体制を整備した上で取り組んでください。</p>																																		

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課	みなと保健所 健康推進課
-----	--------------

NO	140
----	-----

1 事業名							10 事業実績										
精神障害者デイケア事業							活動指標1		登録者数（見学・仮登録除く）			活動指標2		実施回数（参加者あり）			
6 障害と通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する							年度		予定	実績	達成率	年度		予定	実績	達成率	
21 区民がすこやかで安全に暮らすことができるよう支援する							令和5年度		8	8	100%	令和5年度		47	47	100%	
4 施策名							令和6年度		8	5	63%	令和6年度		48	45	94%	
5 事業目的、概要							令和7年度		8	-	-	令和7年度		48	-	-	
回復途上にある精神障害者に対して、集団生活指導等を実施することにより、社会復帰に必要な日常生活の適応能力の向上や人間関係の改善を図ります。							11 一次評価結果										
6 背景、経緯							確認票の結果										
昭和62年の厚労省の通知により、入院中心の治療体制から地域中心の体制への転換と精神障害者の社会復帰の促進が強く求められ、平成元年度に港区での要綱、要領を作成し、保健所で医学的な管理のもとに行うデイケア事業を開始しました。その後地域での精神障害者への社会資源が少ない中、社会復帰促進に大きな役割を果たしてきました。現在では精神障害者を取り巻く法律が整備され、社会資源も増加したことや、ステップアップを目指して、令和4年度から利用を3年以内で終了することを定めたため、登録者の減少が見られます。							取組名		精神障害者デイケア事業								
							項目評価		必要性		○	効果性		○	効率性		△
																10	
7 事業内容							評価結果・理由										
社会復帰を促進するために必要な、日常生活への適応を図るための生活指導、対人関係改善を目標とした集団活動等を実施します。 募集：随時 受付：地区総合支所地区担当保健師が受付、デイケア担当医が面接の上、見学参加を決定します。 決定：見学参加後、申請書、主治医意見書等を基に会議を経て、健康推進課長が正式参加決定します。 費用：原則、無料。ただし、プログラムにより材料費、交通費等必要な場合があります。							継続										
							令和3年度に「あいはーと・みなと」での生活訓練開始を見据え、長期利用者の就労等へのステップアップを促すため、「港区精神障害者社会復帰援助事業実施要領」に基づき「参加期間3年」を設定し、デイケア目標の見直しをスタッフと共に進めながら支援を進めてきました。その結果、3年以上の参加者は生活訓練や就労支援B型、自営等へ移行し、登録者数は令和3年度の18人から令和6年度には5人へと減少しました。 しかしながら、現在の登録者は、他に利用できる場がない方、退院直後の方、病状が不安定な方など、特に丁寧なケアと地区担当保健師との連携が求められる方々です。週1回半日の参加が、外出や他者との交流の貴重な機会となっており、社会参加への第一歩として重要な役割を果たしています。 港区内の病院デイケアは台場地区に限られ、近隣区でも減少傾向にある中、当該デイケアは週1回半日という短時間ながら、病状の確認やステップアップ支援をスタッフと地区担当保健師が密に連携して行う、他に類を見ないプログラムです。規模としても10人以下が適正と考えられ、個別支援に適した体制が整っています。 今後は、保健所デイケアのニーズに合致する方の発掘を目的に、新任地区担当保健師や相談事業所連絡会等の関係機関へのPRを強化していきます。また、デイケアの在り方については常に見直しを行い、運営委員会にて具体的な検討を重ねてまいります。 このように、当該事業は精神障害者の社会復帰支援において、地域に根差したきめ細やかな支援を提供する貴重な場であり、今後も継続していくことが強く求められます。										
8 個別計画・関連する法令等							12 二次評価結果										
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4条・港区精神障害者社会復帰援助事業実施要綱、港区精神障害者社会復帰援助事業実施要領							評価結果・理由										
9 事業費の状況							継続										
予算・決算状況の内訳(単位：千円)							精神障害者の社会復帰の促進に向けて必要不可欠な事業であり、精神障害者が増加傾向である社会状況を踏まえ、本事業は「継続」と評価します。 ただし、事業目的が十分に達成されるよう、参加される方を増やすための取組を強化して実施してください。										
年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率											
令和5年度	2,154	0	0	2,154	2,046	95.0%											
令和6年度	2,117	0	0	2,117	1,979	93.5%											
令和7年度	2,126	-	-	-	-	-											
13 三次評価結果							評価結果・理由										
当初予算の財源内訳（単位：千円）							継続										
年度	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他													
令和5年度	2,154	0	0	0													
令和6年度	2,117	0	0	0													
令和7年度	2,126	0	0	0			精神障害者の社会復帰の促進に向けて必要不可欠な事業であり、精神障害者が増加傾向である社会状況を踏まえ、本事業は「継続」と評価します。 ただし、事業目的が十分に達成されるよう、参加される方を増やすための取組を強化して実施してください。										

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課	みなと保健所 健康推進課
-----	--------------

NO	141
----	-----

1 事業名							10 事業実績										
喉頭がん検診							活動指標1		受診者数			活動指標2					
2 基本政策							年度		予定	実績	達成率	年度		予定	実績	達成率	
6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する							令和5年度		4,000	1,240	31%	令和5年度					
3 政策名							令和6年度		2,700	1,042	39%	令和6年度					
21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する							令和7年度		1,300	-	-	令和7年度					
4 施策名																	
④ 全世代にわたる健康増進と食育の推進																	
5 事業目的、概要																	
生活習慣病対策の一環として、喉頭がんの早期発見を図るため、50歳以上で喫煙指数600以上の区民を対象に、港区医師会に委託して実施しています。							11 一次評価結果										
6 背景、経緯							確認票の結果										
<p>・健康みなと21において、たばこ対策の推進として喫煙率を減らすことを区民が目指すべき目標として掲げられたことから、禁煙支援の一環として、喫煙指数(1日の平均喫煙本数×喫煙年数)が高い喫煙者を対象に、医師会独自事業を引き継ぐ形で平成18年度から区の事業として実施しています。</p> <p>・令和3年度及び4年度の2か年に渡って開催した「港区が実施するがん検診のあり方検討会」において、長期的には段階的に個別通知を見直し、有償化や選択制などを検討するとした方向性が示されました。</p> <p>・同検討会の方向性を受けて、令和5年度から受診対象者を長期喫煙者に限定しました。</p>							取組名		喉頭がん検診の実施								
							項目評価		必要性		△	効果性		△	効率性		○
											2			3			
							評価結果・理由										
							継続										
7 事業内容							<p>国は、自治体が住民に対して、公費を投じて実施する対策型がん検診について、死亡率減少効果が科学的に実証された検診の種類や方法、受診間隔を指針として定めています。</p> <p>区では「港区が実施するがん検診のあり方検討会」を開催し、原則として指針に遵守することとしました。喉頭がん検診は、検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていない指針外検診であることから、同検討会においては、以下のとおりの方向性を打ち出しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の動向を注視しながら、区民に正確な情報を提供していく。 ・リーフレットの配布等を通じた利益不利益に関する情報提供の強化、個別受診勧奨の見直し、有償化や選択制を検討する。 ・喉頭がん検診については、対策型検診の枠組みではなく、たばこ対策の一環として制度を再構築する。 ・受診対象者を長期喫煙者に限定、禁煙外来の紹介等受診者への禁煙指導の徹底、個別受診勧奨の見直し、有償化や選択制を検討する。 <p>以上の状況を踏まえ、今後の喉頭がん検診のあり方を港区医師会と協議してまいります。</p>										
8 個別計画・関連する法令等							12 二次評価結果										
港区がん検診実施要綱							評価結果・理由										
9 事業費の状況							継続										
予算・決算状況の内訳(単位：千円)							<p>「港区が実施するがん検診のあり方検討会」に打ち出された方向性を踏まえて、改善をしながら事業を実施しており、受診者も安定的に推移していることから、本事業は「継続」と評価します。</p> <p>ただし、指針外検診であることも踏まえ、必要性、効果性については随時観察し廃止も含めた見直しは常に検討してください。</p>										
年度		当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率										
令和5年度		43,904	-7,701	0	36,203	25,261	69.8%										
令和6年度		29,628	0	-14,643	14,985	11,471	76.5%										
令和7年度		9,261	-	-	-	-	-										
13 三次評価結果																	
当初予算の財源内訳(単位：千円)							評価結果・理由										
年度		一般財源	国庫支出金	都支出金	その他		継続										
令和5年度		43,904	0	0	0		<p>「港区が実施するがん検診のあり方検討会」に打ち出された方向性を踏まえて、改善をしながら事業を実施しており、受診者も安定的に推移していることから、本事業は「継続」と評価します。</p> <p>ただし、指針外検診であることも踏まえ、必要性、効果性については随時観察し廃止も含めた見直しは常に検討してください。</p>										
令和6年度		29,628	0	0	0												
令和7年度		9,261	0	0	0												

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課	みなと保健所 健康推進課
-----	--------------

NO	142
----	-----

1 事業名							10 事業実績															
2 基本政策							活動指標1				活動指標2			受診率								
3 政策名							年度		予定		実績		達成率		年度		予定		実績		達成率	
4 施策名							令和5年度		3,000		2,614		87%		令和5年度		20%		18.4%		92%	
5 事業目的、概要							令和6年度		3,100		2,712		87%		令和6年度		20%		19.0%		95%	
生活習慣病対策の一環として、前立腺がんの早期発見を図るため、55歳から75歳の奇数年齢の男性の区民を対象に、港区医師会に委託して実施しています。							令和7年度		2,700		-		-		令和7年度		20%		-		-	
							11 一次評価結果															
							確認票の結果															
6 背景、経緯							取組名		前立腺がん検診の実施													
<p>・区は、平成17年7月に「港区検診等検討委員会」を設置し検診導入について検討したの結果、令和18年度から実施しています。</p> <p>・平成19年に国から出された「有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン」では推奨グレードI(現時点で死亡率減少の利益が明らかにされておらず、検査の偽陽性や偶発症、診断等の不利益が、利益を上回る可能性を否定できないもの)と示されました。</p> <p>・平成28年度に策定された「港区がん対策推進アクションプラン」では、検診の効果について検証が必要とされました。</p> <p>・令和3年度及び4年度の2か年に渡って開催した「港区が実施するがん検診のあり方検討会」において、長期的には段階的に個別通知を見直し有償化や選択制などを検討するとして方向性が示されました。</p>							項目評価		必要性		△		効果性		△		効率性		○			
									2				3									
							評価結果・理由															
7 事業内容							継続															
<p>対象者：55歳から75歳の奇数年齢の男性の区民</p> <p>検診方法：特異抗原検査（PSA検査）</p> <p>受診間隔：隔年</p> <p>受診者負担：無料</p>							<p>国は、自治体が住民に対して、公費を投じて実施する対策型がん検診について、死亡率減少効果が科学的に実証された検診の種類や方法、受診間隔を指針として定めています。</p> <p>区では「港区が実施するがん検診のあり方検討会」を開催し、原則として指針に遵守することとしました。前立腺がん検診は、検診の利益を示す死亡率減少効果が示されていない指針外検診であることから、同検討会においては、以下のとおりの方向性を打ち出しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他自治体の動向を注視しながら、区民に正確な情報を提供していく。 不利益に関する正しい情報を提供するとともに、区民が能動的に検査の選択ができるような意識の醸成を図る。 リーフレットの配布等を通じた利益不利益に関する情報提供の強化、個別受診勧奨の見直し、有償化や選択制を検討する。 <p>以上の状況を踏まえ、今後の前立腺がん検診のあり方を港区医師会と協議してまいります。</p>															
							8 個別計画・関連する法令等							12 二次評価結果								
港区がん検診実施要綱							評価結果・理由															
9 事業費の状況							継続															
予算・決算状況の内訳(単位：千円)							「港区が実施するがん検診のあり方検討会」に打ち出された方向性を踏まえて、改善をしながら事業を実施しており、受診者も安定的に推移していることから、本事業は「継続」と評価します。ただし、指針外検診であることも踏まえ、必要性、効果性については随時観察し廃止も含めた見直しは常に検討してください。															
年度		当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率															
令和5年度		10,514	0	0	10,514	10,329	98.2%															
令和6年度		10,154	0	0	10,154	9,368	92.3%															
令和7年度		14,310	-	-	-	-	-															
当初予算の財源内訳(単位：千円)							13 三次評価結果															
							評価結果・理由															
年度		一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	継続																
令和5年度		10,514	0	0	0																	
令和6年度		10,154	0	0	0																	
令和7年度		14,310	0	0	0	<p>「港区が実施するがん検診のあり方検討会」に打ち出された方向性を踏まえて、改善をしながら事業を実施しており、受診者も安定的に推移していることから、本事業は「継続」と評価します。ただし、指針外検診であることも踏まえ、必要性、効果性については随時観察し廃止も含めた見直しは常に検討してください。</p>																

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター
-----	----------------------

NO	143
----	-----

1 事業名							10 事業実績									
育児サポート事業（育児サポート子むすび）							活動指標1		協力会員数			活動指標2		活動件数		
5 明日の港区を支える子どもたちを育む							年度		予定	実績	達成率	年度		予定	実績	達成率
（17）就学前児童ケアサービスを総合的に推進する							令和5年度		-	128	-	令和5年度		-	2,329	-
4 施策名							令和6年度		-	126	-	令和6年度		-	2,160	-
③子育て支援サービスの充実							令和7年度		-	-	-	令和7年度		-	-	-
5 事業目的、概要							協会員と利用会員を組織化し、相互に援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援のための環境整備を図ります。									
6 背景、経緯							11 一次評価結果									
平成13年1月4日 港区育児サポート事業実施要綱制定 事業開始 協会員と利用会員が1時間800円（+300円を区から補助）で保育・送迎のサービスを実施 平成18年4月1日 港区派遣型一時保育事業実施要綱制定 事業開始 保育者と利用者が1時間900円（+300円を区から補助）から保育・送迎のサービスを実施 令和5年4月1日 港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業補助金交付要綱制定 事業開始 ベビーシッターと利用者が1時間1,000～3,500円を上限に保育（送迎のみは不可）のサービスを実施							確認票の結果									
							取組名									
							項目評価		必要性	○	効果性		△	効率性		△
													4・5・6			7・8・10
							評価結果・理由									
							継続									
7 事業内容							育児サポート子むすびは、協会員と利用会員が相互に援助活動を行い、1時間当たり800円で保育・送迎を実施する事業です。事業開始当初に比べ、派遣型一時保育事業やベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業という類似する事業も増えており、育児サポート子むすびの利用実績は伸び悩んでいます。単価が他のサービスに比べて低いこともあり、令和7年度から1時間当たり800円の利用料金に加え、1時間当たり300円を区から補助することとしました。一方で、児童の送迎を依頼する声は以前として高く、育児サポート子むすびにより区民の需要に対応しています。研修の簡素化や研修開催回数の増など協力を増やす取組を実施するとともに、協会員と利用会員の事前面談をオンライン化にして活動機会を増やす環境を整備し、送迎に特化した子育て支援サービスを展開していきます。									
住民相互のつながりを広げ、地域全体で子どもの成長を支え、育児の支援が必要な人（利用会員）と育児の協力をする人（協会員）をむすび、子育て支援を行います。 （1）対象児童 0歳から小学校6年生までの児童 （2）利用会員 区内在住・在勤の育児サポートを必要とする人 （3）協会員 この事業に熱意のある18歳以上（高校生不可）で育児支援活動に協力できる人 （4）サポート料 1時間800円（交通費・児童の食事・おやつ代等の実費は利用会員負担） ※同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降のサポート料を1時間400円とします。																
8 個別計画・関連する法令等							12 二次評価結果									
児童福祉法 港区育児サポート事業実施要綱							評価結果・理由									
9 事業費の状況							継続									
予算・決算状況の内訳(単位：千円)							育児サポート子むすびは、送迎ニーズへの対応や低価格でのサービス提供により、区民の子育て支援に一定の役割を果たしています。利用実績は伸び悩んでいるものの、料金補助や会員増加に向けた取組により、今後の利用促進が期待されるため、本事業は継続と評価します。今後も引き続き、他の育児支援サービスとの役割分担や利用者ニーズの変化、社会的動向を踏まえ、必要な量を見極めたうえで実施してください。利用実績は伸び悩んでいるものの、料金補助や会員増加に向けた取組により、今後の利用促進が期待されることから、本事業は「継続」と評価します。引き続き、他の育児支援サービスとの役割分担や利用者ニーズの変化などを踏まえ、必要な量を見極めた上で実施してください。									
年度		当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率									
令和5年度		23,301	0	0	23,301	23,301	100.0%									
令和6年度		23,593	0	0	23,593	23,593	100.0%									
令和7年度		26,331	-	-	-	-	-									
13 三次評価結果							評価結果・理由									
当初予算の財源内訳（単位：千円）							継続									
年度		一般財源	国庫支出金	都支出金	その他											
令和5年度		16,661	3,320	3,320	0											
令和6年度		20,687	1,453	1,453	0											
令和7年度		20,353	2,820	3,158	0											

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター
-----	----------------------

NO	144
----	-----

1 事業名							10 事業実績									
DV被害者支援推進事業							活動指標1		DV被害者支援活動補助金件数			活動指標2		DV加害者更生プログラム利用助成件数		
2 基本政策							年度		予定	実績	達成率	年度		予定	実績	達成率
5 明日の港区を支える子どもたちを育む							令和5年度		1	1	100%	令和5年度		1	1	100%
3 政策名							令和6年度		1	1	100%	令和6年度		1	0	0%
(15) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する							令和7年度		1	-	-	令和7年度		1	-	-
4 施策名																
③ 支援が必要な子どもと家庭を確実に支える																
5 事業目的、概要																
DV被害者支援活動補助金として、区内で活動する団体に対して運営費を補助(補助率3/4)することでDV被害者が安心できる生活環境を確保します。 DV加害者支援としてDV加害者更生プログラムの利用助成をすることで、配偶者に対する暴力の根絶を図ります。																
6 背景、経緯							11 一次評価結果									
区内にはDV被害者の専用シェルターやステップハウスを運営する団体があります。これらの施設運営に当たっては、賃借料や人件費、消耗品費などの費用負担が課題になっています。区はこうした民間団体の運営費を補助することで、DV被害者の安全確保と自立を支援をしています。事業開始当初から毎年度1団体に補助し、DV被害者支援につながっています。 DV加害者更生プログラム利用助成金は、DV問題の根本的な解決を目指す施策として導入されました。従来のDV対策は、被害者の保護や支援に重点が置かれていましたが、加害者への更生支援が不十分であることが課題とされてきました。港区はこの点に着目し、加害者の行動変容を促すことで、再発防止と被害者の安全確保を図る新たな支援の枠組みを構築しました。助成件数は、制度開始当初から0~2件で推移しています。							確認票の結果									
7 事業内容							取組名		DV加害者更生プログラム							
【DV被害者支援活動補助金】 (1) 対象 区内に活動拠点を置き、DV被害者の支援活動を行う団体 (2) 補助金額 補助の対象となる1か月当たりの経費の3/4(年間上限額1室につき180万円で予算の範囲内とする。) 【DV加害者更生プログラム利用助成】 (1) 対象 区内に住所を有するDV加害者と配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) (2) 助成金額 DV加害者更生プログラムの事前相談に係る経費(DV加害者一人当たり1万2千円を上限とする。さらに、配偶者の経費をDV加害者が負担する場合、配偶者一人当たり1万2千円を上限として助成します。)							項目評価		必要性	○	効果性		△	効率性		△
8 個別計画・関連する法令等							評価結果・理由									
港区DV被害者支援活動補助金交付要綱、港区DV加害者更生プログラム利用助成金交付要綱							継続									
9 事業費の状況							評価結果・理由									
予算・決算状況の内訳(単位:千円)							継続									
年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	加害者更生プログラムは再発防止に向けた新たな枠組みとして意義があり、加害者の行動変容を促すことで、再発防止と被害者の安全確保を図ることが期待できることから、本事業は「継続」と評価します。 一方で申請実績が乏しい現状を踏まえ、改めてニーズの確認であったり、効果的な周知を行い、事業として機能するように事業の効果的な展開方法を整理してください。									
令和5年度	1,824	0	0	1,824	1,545	84.7%										
令和6年度	1,824	0	0	1,824	1,614	88.5%										
令和7年度	1,824	-	-	-	-	-										
12 二次評価結果							評価結果・理由									
当初予算の財源内訳(単位:千円)							継続									
年度	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	加害者更生プログラムは再発防止に向けた新たな枠組みとして意義があり、加害者の行動変容を促すことで、再発防止と被害者の安全確保を図ることが期待できることから、本事業は「継続」と評価します。 一方で申請実績が乏しい現状を踏まえ、改めてニーズの確認であったり、効果的な周知を行い、事業として機能するように事業の効果的な展開方法を整理してください。											
令和5年度	1,824	0	0	0												
令和6年度	1,824	0	0	0												
令和7年度	1,824	0	0	0												
13 三次評価結果							評価結果・理由									
							継続									

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課 防災危機管理室 防災課

NO 145

1 事業名	CATV専用端末等維持管理
2 基本政策	都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる
3 政策名	自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
4 施策名	地震などの自然災害の防災対策の充実
5 事業目的、概要	区有施設における緊急地震速報受信装置の整備及び維持管理を行います。館内放送と連動し、予想震度5弱以上の場合に、ケーブルテレビ回線を通じて、地震の揺れが始まる前に予想震度及び大きな揺れを知らせる内容を発報します。地震が到達するまでの間に適切に対処し、地震による被害を最小限に抑えます。

10 事業実績									
活動指標1		緊急地震速報受信装置整備台数			活動指標2		緊急地震速報受信装置新規設置施設数		
年度	予定	実績	達成率	年度	予定	実績	達成率		
令和5年度	100	100	100%	令和5年度	0	0	#DIV/0!		
令和6年度	100	100	100%	令和6年度	1	1	100%		
令和7年度	101	-	-	令和7年度	1	-	-		

6 背景、経緯	気象庁は地震災害の軽減に役立てるため、平成19年10月1日から緊急地震速報の提供をしています。緊急地震速報は地震の大きさや地震が到達するまでの時間を事前に予測するため、地震の到達を事前に知り、身を守る行動をとることができます。区有施設では、地震による揺れに伴う被害を避けるため、安全確保の準備と対策が必要です。被害を最小限に抑えるための手段の一つとして緊急地震速報受信装置を導入しています。
---------	---

11 一次評価結果						
確認票の結果						
取組名	区有施設の緊急地震速報受信装置					
項目評価	必要性	○	効果性	○	効率性	○
評価結果・理由						
継続						

7 事業内容	区有施設において、緊急地震速報受信装置と館内放送設備を接続し、地震の揺れが到達する前に身を守る行動をとれるよう、区有施設に整備しています。常時、装置が正常に稼働することを確認するため、定期保守点検を年に1度実施しています。新規施設竣工時は、緊急地震速報受信装置を館内放送設備に接続します。また、エレベーター端子にも接続させ、揺れを感知する前に最寄り階に停止する自動着床機能を備え、施設利用者の安全・安心の確保に繋がっています。また、区内の多くの地域では、施設に引き込まれているケーブルテレビ回線を活用して緊急地震速報受信装置を整備していますが、一部地域ではケーブルテレビ回線が引き込まれていないため、インターネット回線を利用したIP型の緊急地震速報受信装置を整備しています。
--------	---

12 二次評価結果	本事業は、設置している緊急地震速報受信装置全ての点検・保守費用、改修工事等に伴う機器の移設にかかる費用、CATV回線を使用していない受信装置8台にかかる回線使用料を主としています。緊急地震速報装置は、緊急地震速報を受信し、地震の到達を事前に職員や施設利用者に伝えるものであり、地震の被害を最小限に抑えるために必須です。現在、緊急地震速報受信装置で用いているCATV回線は、施設整備において施設側で引き込んでいた回線を使用しているため、回線整備や回線使用料について新たな費用は発生していません。CATV回線を引き込めない地域にある施設については、緊急地震速報受信装置専用のインターネット回線を敷設する必要があるため、そのための費用や回線料を別途負担することになります。また、地震発生時、携帯電話回線などインターネット回線がひっ迫し通じにくくなっている状況でも、CATV回線は安定的に繋がることが想定されます。以上のことから、緊急地震速報受信装置の設置・運用及びCATV回線を引き込んでいた施設におけるCATV回線の使用を継続します。
-----------	---

8 個別計画・関連する法令等	港区災害対策基本条例
----------------	------------

13 三次評価結果	評価結果・理由
	継続

9 事業費の状況	予算・決算状況の内訳(単位：千円)					
年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
令和5年度	6,543	-30		6,513	2,987	45.9%
令和6年度	5,898	332		6,230	3,278	52.6%
令和7年度	10,005	-	-	-	-	-

13 三次評価結果	評価結果・理由
	継続
	CATV回線を活用することで、災害時にも安定した通信が可能であり、インターネット回線がひっ迫する状況下でも有効であることから、本事業は本事業は「継続」と評価します。災害対応技術の進展や通信インフラの進化は日進月歩であることから、常により効果的かつ持続可能な運用方法について検討してください。

当初予算の財源内訳(単位：千円)				
年度	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他
令和5年度	6,543			
令和6年度	5,898			
令和7年度	10,005			

13 三次評価結果	評価結果・理由
	継続
	CATV回線を活用することで、災害時にも安定した通信が可能であり、インターネット回線がひっ迫する状況下でも有効であることから、本事業は本事業は「継続」と評価します。災害対応技術の進展や通信インフラの進化は日進月歩であることから、常により効果的かつ持続可能な運用方法について検討してください。

令和7年度事務事業評価Aシート

所管課	総務課人権・男女平等参画担当
-----	----------------

NO	146
----	-----

1 事業名							10 事業実績								
ワーク・ライフ・バランス推進事業							活動指標1		奨励金交付件数			活動指標2			
-							年度	予定	実績	達成率	年度	予定	実績	達成率	
3 政策名							令和5年度	34	30	88%	令和5年度				
(25)平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する							令和6年度	34	36	106%	令和6年度				
4 施策名							令和7年度	34	-	-	令和7年度				
④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現															
5 事業目的、概要							11 一次評価結果								
性別等に関わらず誰もが仕事と家庭を両立できる中小企業の職場環境づくりを支援するため、一定の条件を満たした区内中小企業の事業主に仕事と子育ての両立に加え、仕事と介護の両立、そして男性の子育て・介護の参加促進を支援する5つの奨励金を交付しています。							確認票の結果								
6 背景、経緯							取組名		仕事と家庭の両立支援事業						
全ての人が性別等にとらわれずに自分らしく豊かに生きることのできる社会を目指し、平成16年4月1日に港区男女平等参画条例が施行されました。条例に基づき、誰もが仕事と家庭を両立できる中小企業の職場環境づくりを支援するため、本事業を開始しました。事業開始にあたっては、区内中小企業にアンケートや聞き取り調査を実施しました。その結果、事業主が仕事と子育ての両立の重要性は認識しているものの、従業員が長期休業することは業務に支障をきたすという意識を持っていることが把握できました。そのため、区が両立支援事業を開始することで、企業が具体的な取組を開始するきっかけになることを期待し、本事業を開始しました。							項目評価	必要性	○	効果性	△	効率性	△		
7 事業内容									6		8				
性別等に関わらず誰もが仕事と家庭を両立できる中小企業の職場環境づくりを支援するため、5つの奨励金を交付しています。 ①子育て支援奨励金（1社1回限り 15万円） ②配偶者出産休暇制度奨励金（1社1回限り 10万円） ③介護支援奨励金（1社1回限り 15万円） ④男性の子育て支援奨励金（1社1回限り 10万円） ⑤男性の介護支援奨励金（1社1回限り 10万円）							評価結果・理由								
8 個別計画・関連する法令等							継続								
港区男女平等参画条例、第4次港区男女平等参画行動計画、港区中小企業子育て支援奨励金交付要綱、港区中小企業配偶者出産休暇制度奨励金交付要綱、港区中小企業介護支援奨励金交付要綱、港区中小企業男性の子育て支援奨励金、港区中小企業男性の介護支援奨励金交付要綱							12 二次評価結果								
9 事業費の状況							評価結果・理由								
予算・決算状況の内訳(単位：千円)							継続								
年度	当初予算額	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	中小企業の育児休業取得率はまだ低い中においては、区が継続して仕事と家庭を両立できる中小企業の職場環境づくりを支援していく必要があることから、本事業は「継続」と評価します。区の取組としては産業振興課の事業との目的の重複があることから、将来的な統合など、より効果的な執行体制を検討してください。								
令和5年度	4,539	0	0	4,539	3,787	83.4%									
令和6年度	4,540	0	0	4,540	4,240	93.4%									
令和7年度	4,525	-	-	-	-	-									
13 三次評価結果							評価結果・理由								
当初予算の財源内訳（単位：千円）							継続								
年度	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	中小企業の育児休業取得率はまだ低い中においては、区が継続して仕事と家庭を両立できる中小企業の職場環境づくりを支援していく必要があることから、本事業は「継続」と評価します。区の取組としては産業振興課の事業との目的の重複があることから、将来的な統合など、より効果的な執行体制を検討してください。										
令和5年度	4,539	0	0	0											
令和6年度	4,540	0	0	0											
令和7年度	4,525	0	0	0											

